

「岩内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（仮称）の概要

1. 条例制定に当たっての国の基準等

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の14
- ・指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚労省令第36号）

2. 条例制定の考え方

指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定については、既に詳細な基準が国により定められており、町内の事業所においては、その基準に基づき適切な設備整備と適正な事業運営が行われ、必要なサービスの提供等がなされているところです。

したがって、この条例においては、現在の国の基準を基本的に取り入れた上で、次のとおり内容の一部を見直し、町独自の基準を定めたいと考えます。

《対象となる指定地域密着型サービス事業の種類》

- ・指定介護予防認知症対応型通所介護
- ・指定介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・指定介護予防認知症対応型共同生活介護

3. 項目別の基準内容

(1) 町独自の基準について（北海道の基準との整合性）

| 項目 | 基準の内容 | | |
|--------|--|---|--|
| | 国の基準 | 北海道の基準 | 町の基準 |
| 非常災害対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・必要な設備の設置 ・具体的な計画の作成 ・非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備 ・定期的な避難訓練の実施 <p>※自然災害対策の記述なし。</p> | 東日本大震災の教訓を踏まえ、社会福祉施設等における安全対策の充実という観点から、地震・津波等の自然災害を想定した非常災害対策の実施を条例に明文化。 | 北海道に条例委任された社会福祉施設等の基準等において、北海道の独自基準として自然災害対策が規定されたことから、町でもこれと整合性を図るため、条例に明文化します。 |

| | | | |
|------------------------|--|--|---|
| <p>事故発生の防止及び発生時の対応</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・入所者（利用者）に対する処遇（サービス提供）により事故が発生した場合、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 <p>※都道府県に対する事故報告の記述なし。</p> | <p>入所者（利用者）に対するサービスの質の向上及び施設運営の適正化に資する観点から、指導監督権限を有する北海道に対する事故（重大な事故）報告について規定。</p> | <p>国の基準において、「町に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない」と明文化されており、既に規定があることから、町独自の基準は規定は不要と判断します。</p> |
|------------------------|--|--|---|

(2) その他の基準について

| 項目 | 基準の内容 | |
|-------------|--|----------------|
| | 国の基準 | 岩内町の基準 |
| <p>上記以外</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 共通事項 ・ 定義 ・ 指定地域密着型介護予防サービスの一般原則 ・ 基本方針 ・ 従業者の員数 ・ 管理者 ・ 設備及び備品等 ・ 内容及び手続の説明及び同意 ・ 提供拒否の禁止 ・ 受給資格等の確認 ・ 要介護認定の申請に係る援助 ・ サービスの提供の記録 ・ 利用料等の受領 ・ 保険給付の請求のための証明書の交付 ・ 利用者に関する市町村への通知 ・ 緊急時等の対応 ・ 管理者等の責務 ・ 運営規程 ・ 勤務体制の確保等 ・ 定員の遵守 ・ 非常災害対策 ・ 衛生管理等 ・ 掲示 ・ 秘密保持等 ・ 広告 ・ 介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止 | <p>国の基準どおり</p> |

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理 ・ 事故発生時の対応 ・ 会計の区分 ・ 地域との連携等 ・ 記録の整備 ・ 基本取扱方針 ・ 具体的取扱方針 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 介護予防認知症対応型通所介護 <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録定員及び利用定員 ・ サービス提供困難時の対応 ・ 心身の状況等の把握 ・ 介護予防支援事業者等との連携 ・ 地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるための援助 ・ 介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供 ・ 介護予防サービス計画等の変更の援助 | <p style="text-align: center;">国の基準どおり</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 介護予防小規模多機能型居宅介護 <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録定員及び利用定員 ・ 代表者 ・ サービス提供困難時の対応 ・ 心身の状況等の把握 ・ 介護予防サービス事業者等との連携 ・ 身分を証する書類の携行 ・ 身体的拘束等の禁止 ・ 法定代理受領サービスに係る報告 ・ 介護予防サービス計画等の交付 ・ 協力医療機関等 ・ 調査への協力等 ・ 居住機能を担う併施設等への入居 ・ 介護等 ・ 社会生活上の便宜の提供等 | <p style="text-align: center;">国の基準どおり</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 介護予防認知症対応型共同生活介護 <ul style="list-style-type: none"> ・ 代表者 ・ 入退居 ・ 身体的拘束等の禁止 ・ 管理者による管理 ・ 協力医療機関等 ・ 調査への協力等 ・ 介護等 ・ 社会生活上の便宜の提供等 | <p style="text-align: center;">国の基準どおり</p> |